

○環境省令第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
	(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)	(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)
第二条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)	2～5 (略)
6 令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。	(新設)	(新設)
7 令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(7)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。	6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(6)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。	6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(6)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。
8・9 (略)		

に処理したものに含まれる同項の第二欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するための第三欄に掲げるとおりとし、同号ソの同号イ(3)に規定する汚泥を処分するための第一欄に処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の一の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するための処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質ごとに對応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(3)の指定下水汚泥を処分するための第一欄に処理したために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の一の項に對応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(3)の指定下水汚泥を処分するための第一欄に処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項に對応する同項の第一欄に掲げる物質ごとに對応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ソの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ソの環境省令で定める基準は、同号イ(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん又は当該燃え殻若しくはばいじんを処分するための処理したもので同号ソの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したものうち、燃え殻又はばいじんであるものにあつては同号イ(1)に規定する燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準のとおりとし、燃え殻及び定める基準のとおりとし、燃え殻及びばいじんであるもの以外のものにあつては同号ソの同号イ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するための処理したものに係る環境省令で定められたために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとし、同号イ(3)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するための第三欄に規定する汚泥を処分するための第一欄に掲げるとおりとし、同号ソの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分する

ために処理したものの中のうち、汚泥であるものにあつては同号イ(3)に規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ソの同号イ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

11 令第六条の五第一項第三号ツの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するためには、別表第六の七の項の第一欄に掲げる産業廃棄物にあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したものの中のうち、汚泥であるもののうち、汚泥であるものにあつては同号イ(5)に規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ツの括弧内の環境省令で定める基準のとおりとする。

12 令第六条の五第一項第三号ネの令第二条の四第五号リ(6)に掲げる廃棄物（令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。）に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二五の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんにあつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項

つては同号イ(3)に規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号タの同号イ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

10 令第六条の五第一項第三号レの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するためには、別表第六の七の項の第一欄に掲げる産業廃棄物にあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号レの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号レの環境省令で定める基準は、同号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号レの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したものの中のうち、汚泥であるものにあつては同号イ(5)に規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号レの括弧内の環境省令で定める基準のとおりとする。

11 令第六条の五第一項第三号ソの令第二条の四第五号チ(6)に掲げる廃棄物（令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。）に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二五の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんにあつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項

省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したものうち、汚泥であるものにあつては同号ナに規定する汚泥に係る環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものにあつては同号ナの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

備考	第一欄	第二欄
一（二五）	（略）	（略）

- 1 備考
（略）
- 2 この表の一（二五）の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ナに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の一（二五）の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 3 （略）

別表第一（第一条、第三条関係）

備考	第一欄	第二欄
一（二五）	（略）	（略）

- 1 備考
（略）
- 2 この表の一（二五）の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の一（二五）の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 3 （略）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）	（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事	第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事

は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するためを処分するため処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）第三条第十二項及び第十三項（ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。

一～三（略）

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処

業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するため処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第二条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「新判定基準省令」という。）第三条第十一項及び第十二項（ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。

一～二（略）

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸

理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項、判定基準省令第三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新判定基準省令第三条第十一項及び第十二項の規定は、適用しない。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

		改 正 後
第五条 削除 (経過措置)		
	改 正 前	第五条 削除 (経過措置)

2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥及び当該汚泥を処分するため処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第三条第十三項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥及び当該汚泥を処分するため処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第三条第十二項の規定は、適用しない。